

# 公正採用選考人権啓発推進員制度について

## ～公正な採用選考をめざして～

### 制度の目的

社会を構成するすべての人にとって就職は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど極めて重要な意義を持っており、憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、誰もがその適性と能力に応じて職業に就くことができる社会を実現するためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深め、応募者の人権を尊重し適性と能力に基づく公正な採用選考を行うことが必要です。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対する研修等を通じて、当該事業所における公正な採用選考システム確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的としています。

### 推進員設置の対象となる事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が80人以上である事業所。  
ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。
- (2) (1)のほか、公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、職業紹介事業または労働者派遣事業を行う事業所。

### 推進員選任の基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考その他人事管理に関する事項について相当の権限を有する方から選任するものとする。

### 推進員の役割

推進員はすべての人々の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について事業所内における中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

### 推進員選任状況の報告は

- (1) 新規に推進員を選任した場合は、別紙1「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」により事業所管轄のハローワークへ提出してください。
- (2) 人事異動等により推進員に変更があった場合には、別紙2「公正採用選考人権啓発推進員変更届」により事業所管轄のハローワークへ提出してください。

### 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

氏名	役職	選任年月日
		平成 年 月 日

公正採用選考人権啓発推進員を、上記のとおり選任しましたので報告します。

平成 年 月 日

(〒 - )

事業所所在地

電話番号 ( ) -

事業所名

事業主氏名 ⑩

従業員数 ( 名)

雇用保険適用事業所番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※労働者派遣事業者許可番号 (般 - ・特 - )

※職業紹介事業者許可番号 ( - - )

公共職業安定所長 殿

#### 注意

- (1) 推進員については、原則として人事担当責任者（人事担当の部・課長級以上）等事業所内で採用選考に関する事項について相当の権限を有する方から選任してください。推進員は1事業所につき1名を選任するものとしませんが、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任しても差し支えありません。
- (2) 人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに「変更届」を提出してください。
- (3) 従業員数については、当該事業所における常時使用する労働者数を記入してください。（当該事業所が支店の場合には、支店内の人数）
- (4) ※欄については、該当する事業所のみご記入ください。

### 公正採用選考人権啓発推進員変更届

氏 名	役 職	選 任 年 月 日
		平成 年 月 日

今般、公正採用選考人権啓発推進員を上記の者に変更しましたので報告します。

平成 年 月 日

(〒 - )

事業所所在地

電 話 番 号 ( ) -

事 業 所 名

事業主氏名 (印)

従 業 員 数 ( 名)

雇用保険適用事業所番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※労働者派遣事業者許可番号 (般 - ・特 - )

※職業紹介事業者許可番号 ( - - )

公共職業安定所長 殿

#### 注意

- (1) 推進員については、原則として人事担当責任者（人事担当の部・課長級以上）等事業所内で採用選考に関する事項について相当の権限を有する方から選任してください。推進員は1事業所につき1名を選任するものとしませんが、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任しても差し支えありません。
- (2) 人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに「変更届」を提出してください。
- (3) 従業員数については、当該事業所における常時使用する労働者数を記入してください。（当該事業所が支店の場合には、支店内の人数）
- (4) ※欄については、該当する事業所のみご記入ください。